



31東使審発第1号
令和元年10月18日

東村山市長
渡部 尚 様

東村山市使用料等審議会
会長 鈴木 豊



情報公開手数料改正について
(答 申)

令和元年9月24日付31東経企発第33号により諮問のあった情報公開手数料改正について、下記のとおり答申する。

記

情報公開手数料については、市民の市政への参加をより促進し、もって公正で開かれた市政運営を推進するため、東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等※については情報公開手数料を無料とすることが適当である。

※：「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等」の定義

1. 東村山市に在住・在勤・在学のいずれかを満たす者
2. 東村山市内に事務所又は事業所を持つ個人・法人・その他の団体
3. 上記のほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの（そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る）

【審議概要】

1 はじめに

まず、市側より、情報公開制度および諮問理由の概要をはじめ、用語の説明、改正案のポイント、現条例の情報公開手数料規定、納付金額の変化、他自治体の規定状況、情報公開請求数および納付金額の推移、本改正案とした理由等についての説明を受けた。

また、平成26年4月1日から施行された東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例において、自治を進める基本原則として、市民との情報共有に努めることを規定している。

これらを踏まえ、今後、さらに情報公開を推進し、市民が市政情報にアクセスしやすい環境を整えるため、情報公開手数料の適正化を図るべく、慎重な審議を行った。

2 東村山市の情報公開手数料を取り巻く現状について

現在、東村山市情報公開条例に基づき公文書を公開するときは、原則すべての請求者から、公文書1件名1回につき100円の公開手数料を徴収している。しかし、東京都内（町村除く）49自治体の状況を確認すると、約7割が公開手数料を無料と定めており、請求者がその自治体の住民であるか、営利目的（事業利用目的をいう。）の請求であるかといった条件を定めず、原則すべての請求について公開手数料を有料と定めているのは、当市を含む4自治体のみとなっている。これは、情報公開は市政への住民参加を目的とする制度であるため、手数料徴収が制度利用の妨げにならないようにという考えから、手数料を無料としている自治体が多いためである。東京都においても、都民ファーストの都政の実現に向けた改革を行う中で、平成29年7月1日から、公文書開示手数料が廃止され、さらなる情報公開を推進している。なお、写しの作成費用及び写しの郵送料については、いずれの自治体でも有料としている。

3 情報公開手数料改正について

市政情報の提供を含めた情報公開制度は、市民参加による公正で透明な市政の実現を図るために必要不可欠なものであり、地方自治の本旨に基づいた市の説明責任を果たすうえでも重要な制度といえる。このことから、公文書に記録された行政情報は市民の共有していくべき財産的性格を有するとともに、広く市民に監視・利用されるべき公共的性格が強いものとする。そのため、経済的な負担を軽減して、市政情報へのアクセスをより容易にするという点において、公開手数料を無料とすることは、情報公開の推進に有効である。ただし、「市民等に該当しないもの」については、「情報公開」を市民が行政運営に参加するための制度、あるいは市民に対する説明責任と考えれば、市民以外に無償で制度の利用を保証する必要性は低いと考えられることや、近年「市民等に該当しないもの」からの公開請求数の割合が増加していること、また、その請求の7割以上が事業利用目的と推測されるものであることから、引き続き公開手数料を求めることが必要である。

写しの作成費用及び送付に要する費用については、受益者負担の観点から、これまでと同様に、請求者に実費相当額の負担をいただくという説明を受けた。

4 おわりに

本審議会は、この諮問について詳細に説明を聞くとともに、関係資料をもとに審議を行った結果、諮問のとおり定めることを適当と認めたものである。